

第3期「学ぶ土台づくり」推進計画（中間案）

～ 元気いっぱい，夢いっぱい，瞳かがやく“みやぎっ子” ～

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 幼児教育の経緯・背景	
2 策定の趣旨	
3 計画の策定主体	
4 計画の位置付け	
5 計画の対象及び幼児教育の定義	
6 計画の期間	
第2章 本県幼児教育の現状	3
1 幼児教育（子供）を取り巻く社会の状況	
（1）少子化と核家族化の進行	
（2）親の就労状況の変化	
（3）家庭と地域社会の変化	
（4）子供の育ちの変化	
（5）東日本大震災の影響	
（6）就学前の教育・保育の状況	
2 第2期「学ぶ土台づくり」推進計画の成果と課題	
第3章 本県幼児教育の目指す姿	14
1 目指す子供の姿	
2 計画の目標	
目標1：親子間の愛着形成の促進	
目標2：基本的生活習慣の確立	
目標3：豊かな体験活動による学びの促進	
目標4：幼児教育の充実のための環境づくり	
第4章 施策の展開	
目標1 親子間の愛着形成の促進	16
・施策1 親子のかかわりの促進（重点事項）	
・施策2 親の学びと育ちを支援する環境づくり	
目標2 基本的生活習慣の確立	19
・施策3 社会総がかりの取組による基本的生活習慣の確立（重点事項）	
・施策4 体力の向上と食育の推進による望ましい食習慣の確立	
・施策5 ライフ・ワーク・バランスの促進	

目標3 豊かな体験活動による学びの促進	22
・施策6 人とかかわる体験の充実（重点事項）	
・施策7 遊びの環境づくり	
目標4 幼児教育の充実のための環境づくり	24
・施策8 幼児期の教育・保育の質の向上（重点事項）	
・施策9 保幼小の連携と小学校への円滑な接続（重点事項）	
・施策10 特別支援教育の推進と理解の促進（重点事項）	
・施策11 地域における支援体制の充実	
第5章 計画の推進	27
1 県民総がかりによる幼児教育の展開	
2 計画の推進に向けた県の体制等	

第1章 計画の策定に当たって

1 幼児教育の経緯・背景

幼児期は、親子間（家庭）の世界を中心として、情緒的な絆（愛着）や人への信頼感を育むとともに、生活場面や興味・関心の対象、他者とのかかわりなどが徐々に広がり、依存から自立へと踏み出す、子供の成長にとって重要な時期です。この時期に基本的な生活習慣や道徳性の芽生えを培うとともに、学ぶ力の源となる好奇心や探究心、粘り強さなどを養うことは、将来にわたる生きる力を育む土台となるものであり、人格形成の基礎を形づくっていきます。

幼児教育については、平成18年に改正された教育基本法（平成18年法律第120号）において、その重要性が明確に位置付けられ、国や地方公共団体は、その振興に努めることが定められました。また、国の第2期教育振興基本計画（計画期間：平成25年度～平成29年度）においても、基本施策の一つとして「幼児教育の充実」が掲げられており、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。

あわせて、平成30年度から新たに実施となる幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「幼稚園教育要領等」という。）では、全ての幼児教育施設における質の高い幼児教育のあり方や小学校への円滑な接続・連携のあり方が示されています。

2 策定の趣旨

宮城県では、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を築く時期、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、家庭・幼稚園・保育所等のいずれにおいても充実した幼児教育が行われることを目指し、平成23年3月に「学ぶ土台づくり」推進計画（計画期間：平成23年度～平成26年度）、平成27年3月に第2期「学ぶ土台づくり」推進計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）（以下「第2期計画」という。）を策定し、幼児教育の充実を目指し、各種事業や取組を実施してきました。また、家庭環境や地域社会など本県教育を取り巻く社会の状況が変化する中で、幼児教育の重要性を鑑み、平成29年3月に策定した「第2期宮城県教育振興基本計画」（計画期間：平成29年度～平成38年度）においても、基本方向の一つとして「幼児教育の充実」を掲げたところです。

こうした状況を踏まえ、第2期計画の後継計画として、基本的な方向性を継承しつつ、本県の幼児教育を推進していくための新たな指針として、第3期「学ぶ土台づくり」推進計画を策定するものです。

3 計画の策定主体

宮城県，宮城県教育委員会

4 計画の位置付け

第3期「学ぶ土台づくり」推進計画は，本県教育行政についての総合計画である「第2期宮城県教育振興基本計画」（平成29年3月策定）及び次世代育成支援についての総合計画である「みやぎ子ども・子育て幸福計画第1期」（平成27年3月策定）に基づいた宮城県としての幼児教育に関する計画として位置付けられるものです。

5 計画の対象及び幼児教育の定義

本計画の対象は，宮城県に居住する全ての小学校就学前の子供（乳幼児）とします。また，「幼児教育」とは，対象となる子供に対して行われる教育・保育を意味し，家庭，地域社会，幼稚園・保育所・認定こども園など，子供が生活する全ての場において行われる教育・保育とします。

6 計画の期間

本計画は，「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（発展期：平成30年度から平成32年度まで）」との連動性を考慮し，平成30年度から平成32年度までの3年間の計画とします。

◆ 本計画における幼児教育を担う主体の定義 ◆

家 庭	主に親子が生活を共にする集団及び場を指します。また，同様の集団や場も含みます。
地域社会	隣人，市町村の行政区，子育て支援施設，NPO，企業などのほか，本計画で定義する家庭，教育現場，行政以外の機関等を指します。
教育現場	幼稚園・保育所・認定こども園等といった幼児教育を行う施設を指します。また，幼児教育との連続性を確保する観点から，小学校を含む場合があります。
行 政	児童福祉，保健，医療，教育など，幼児教育に関係する機関を指します。

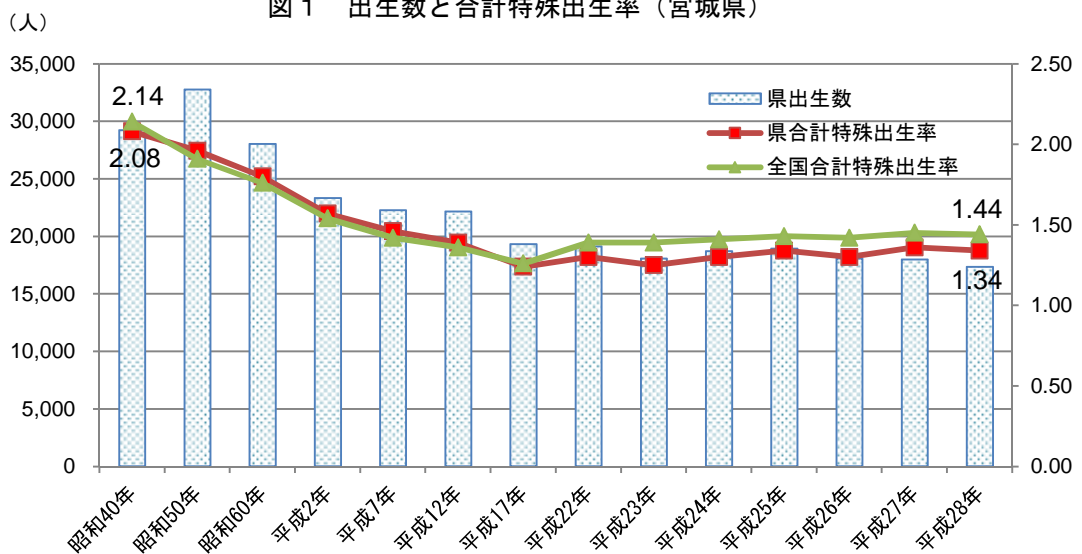
第2章 本県幼児教育の現状

1 幼児教育（子供）を取り巻く社会の状況

(1) 少子化と核家族化の進行

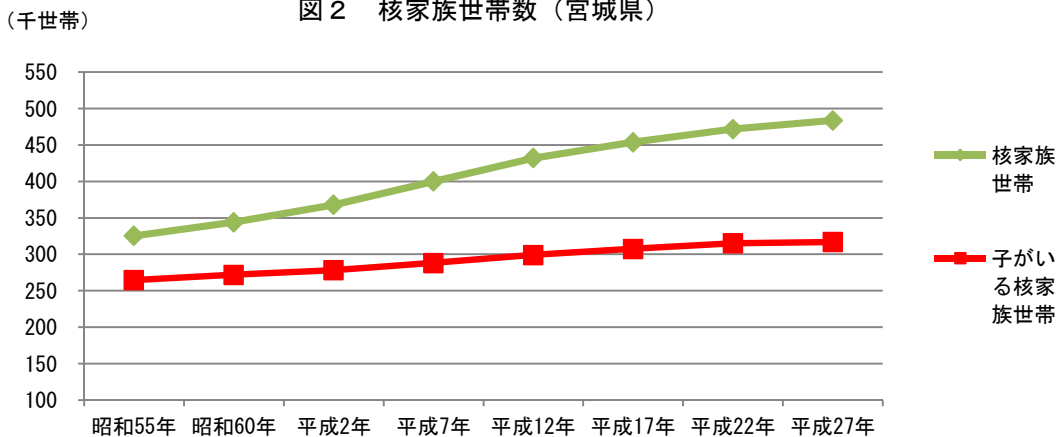
- ・ 本県における出生数は、昭和50年前後の第2次ベビーブームをピークに、減少傾向にあります。また、1人の女性が一生の間に産む子供の数を示す合計特殊出生率についても、平成28年人口動態調査の結果は1.34であり、長期的に人口が安定的に維持される2.1を大きく下回っています。（図1）
- ・ 本県における核家族世帯（父子家庭・母子家庭を含む）の数は毎年増え続けており、平成27年には約48万4千世帯となっています。（図2）
- ・ 少子化と核家族化は、これまでの推移から、今後も進行していくことが予想され、子供が家庭や地域社会において人とかかわったり、つながったりする機会に影響が生じることが懸念されます。

図1 出生数と合計特殊出生率（宮城県）



出典：厚生労働省「人口動態調査」

図2 核家族世帯数（宮城県）

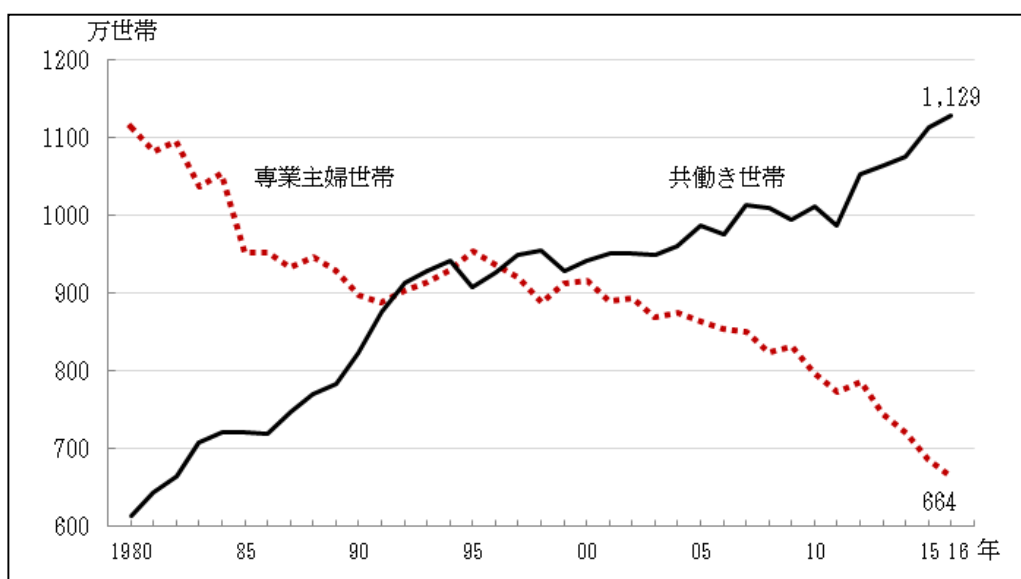


出典：総務省「国勢調査」

(2) 親の就労状況の変化

- ・ 核家族化の進行により、全国的に世帯数が増加しており、特に共稼ぎ世帯数が年々増加しています。(図3)
- ・ 仕事をもつ母親の就労状況を見ると、非正規の職員・従業員の割合が増えている状況にあります。
- ・ 就労状況の変化に伴い、地域によっては保育所の待機児童が増え、延長保育や預かり保育、一時預かり保育、夜間保育、休日保育など保育ニーズが多様化しています。

図3 専業主婦世帯数と共働き世帯数(全国)



(総務省労働力調査基本集計を基に作成) 注: 2011年は岩手県, 宮城県及び福島県を除く全国結果

(3) 家庭と地域社会の変化

- ・ 家庭や地域社会は、核家族化や親の就労状況の変化，都市化の進展などにより大きく変化しており，子育て中の家庭では，ゆとりがもてない，子供へのかかわり方が分からない，相談相手がいないなど，子育てについての悩みや不安を抱く親が増えてきています。
- ・ 地域社会では，近隣とのつながりが希薄化し，子供たちを地域で見守る，お互いに声をかける，子育てを支え合うなど，これまで担ってきた役割を果たすことが難しくなってきました。

(4) 子供の育ちの変化

- ・ 少子化や核家族化の進行などにより，家庭内での人とかかわり方が変化し，これまで家庭で自然に涵養されてきたコミュニケーション能力や規範意識，思いやりの心などが身に付きにくくなってきています。
- ・ 遊び場が少ない，携帯型電子ゲームやスマートフォンの普及，事件・事故への不安などにより，集団遊びから個の遊び，外遊びから室内遊びへと子供の遊びの様態も変化してきており，子供同士がお互いに影響し合う機会が希薄化しつつあります。

(5) 東日本大震災の影響

- ・ 東日本大震災から7年が経過し，被災した幼稚園，保育所などの施設の復旧はおおむね進んでいますが，親の就労環境や家庭環境の変化などに伴い，震災を起因とした子供たちへの影響が一部で見られます。
- ・ 震災により心に傷を負った子供や親も多く，今も不安や精神的ストレス等による心の問題を抱えた子供の数が増えています。（図4）

図4 震災の影響と学習状況の関連

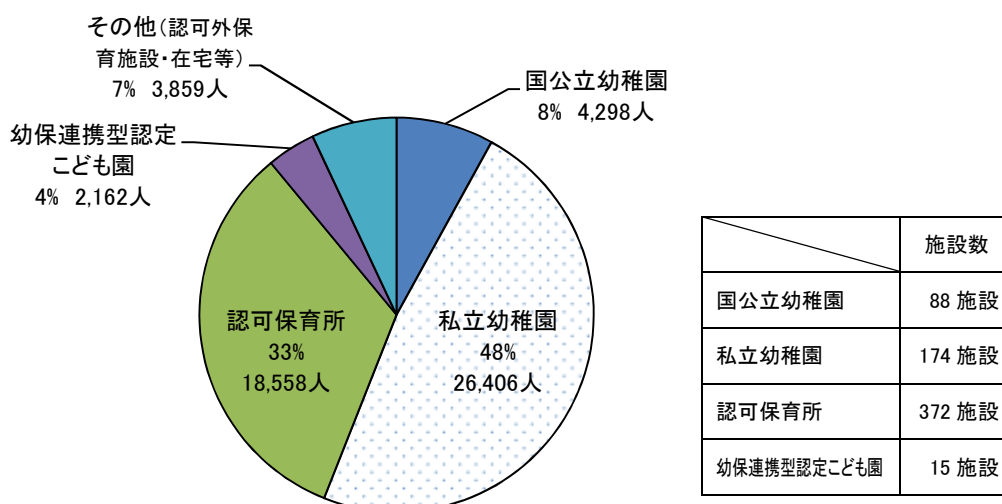
質問事項		年度	小学校5年生	
			回答	経年比較
11	(小) 震災があったために，家庭学習がやりにくいですか (中) 震災があったために，家庭学習がやりにくくなりましたか	H28	18.2	1.5
		H27	16.7	
		H26	18.6	-1.9
12	突然震災を思い出し，授業に集中できないときがありますか	H28	17.3	1.1
		H27	16.2	
		H26	13.6	2.6
13	突然震災を思い出し，気持ちが落ち着かなくなることがありますか	H28	22.0	0.0
		H27	22.0	
		H26	17.6	4.4

出典：平成28年度宮城県学力・学習状況調査

(6) 就学前の教育・保育の状況

- ・ 本県においては、公立幼稚園や公立保育所の数が減少傾向にあります。また、平成28年4月1日現在で認定こども園数は26園であり、全国と比べて認定こども園への移行が進んでいない状況です。
- ・ 就学前の教育・保育の状況は多様であり、公立・私立、幼稚園・保育所・認定こども園など様々な施設から小学校へ入学しています。(図5)
- ・ 幼稚園や保育所などに在籍する幼児の居住地は、親の勤め先の関係などから小学校の学区に限られておらず、広域になっています。

図5 県内就学前児童の教育・保育等の状況(平成27年度:3歳以上児の施設利用状況)



出典：総務省「国勢調査」、文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「福祉行政報告例」を基に教育企画室作成

2 第2期「学ぶ土台づくり」推進計画の成果と課題

第2期計画においては、本県幼児教育の目指す姿の実現に向けた4つの目標の実現に向け、10の施策に沿って様々な事業や取組を展開してきました。また、計画の着実な推進を図るため、目標指標^{※1}を設定し、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行ってきました。

目標1：親子間の愛着形成の促進

施策1：親子のかかわりの促進（重点事項）

施策2：親の育ちを支援する環境づくり

➤ 目標指標の状況

No.	目標指標	現況値			目標値 (H29)
		H27	H28	H29	
1	平日、父親が子供とふれあう時間について、1時間位以上と答える保護者の割合	<u>78.3%</u>	<u>74.5%</u>	<u>69.2%</u>	55%
2	平日、子供とふれあう内容について「読み聞かせをする」と答える保護者の割合	61.3%	<u>85.2%</u>	49.4%	75%
3	生活と親の仕事とバランス（「ライフ・ワーク・バランス」）が「とれている」、「どちらかといえばとれている」と答える保護者の割合	73.9%	72.1%	76.0%	95%
4	親として成長していくための学ぶ機会が「充実していると思う」、「どちらかといえば充実していると思う」と答える保護者の割合	41.0%	43.5%	46.1%	50%

※下線は、目標値（H27.3設定）を達成しているもの。

➤ 主な取組の実施状況

- ・ 川島隆太教授と考える「うちの子の未来学」（パンフレット）の配布
- ・ 「学ぶ土台づくり」圏域別親の学び研修会の開催
- ・ 読書活動の推進（ブックスタート講座、読み聞かせ講座の実施 等）
- ・ 宮城県家庭教育支援チームによる「親の学びのプログラム」派遣事業の実施
- ・ 子育てサポーター、子育てサポーターリーダーの養成
- ・ 子育て支援を進める県民運動の推進（「みやぎっこ応援の店」の普及啓発 等）
- ・ 高校生を対象とした「親になるための教育推進事業」の実施 等

※1：目標指標

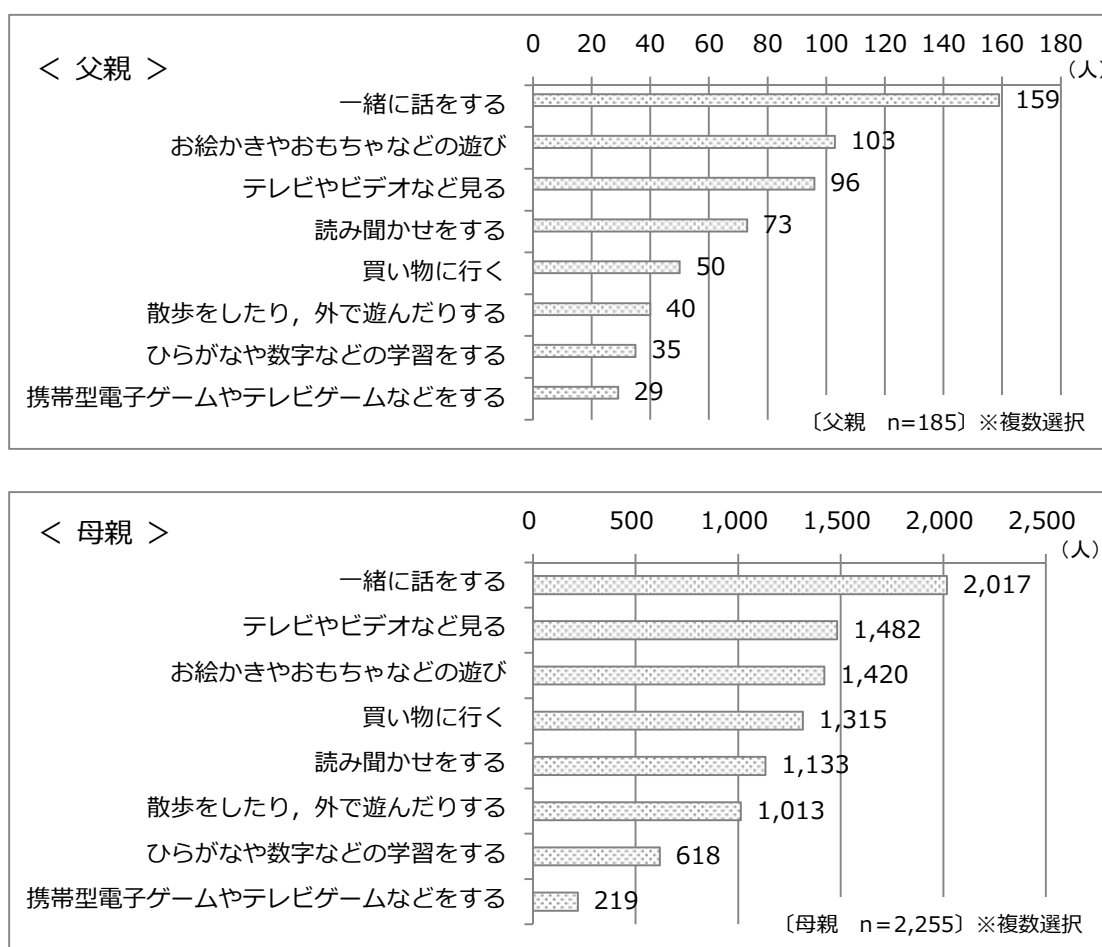
計画の目標達成度を総合的に把握するために設定した指標。指標に対する目標値（%）を設定していますが、その考え方については次のとおりです。

- ① 過去3年間の経年変化の平均に10%の数値を加えたものを5%刻みに整えて設定〔主に行動〕
- ② 過去3年間の経年変化の平均に20%の数値を加えたものを5%刻みに整えて設定〔主に広報・告知〕
- ③ 過去3年間の最良値を基礎として、10%の数値を加え5%刻みに整えて設定

➤ 今後の課題等

- ・ 親子のかかわりの重要性について更に啓発を行い、親子がふれあう時間や機会を確保するとともに、親子の会話や絵本の読み聞かせなど、内容の充実を図っていく必要があります。
- ・ 親の学びのプログラム「親のみちしるべ」などを活用し、親として成長していくための学ぶ機会を引き続き提供していく必要があります。また、子育てに関心が低い親など、情報が届きにくい親に対する周知方法や、親に対する個別の対応について検討する必要があります。

図6 平日に子供とふれあう内容



出典：平成29年度「幼児教育に関わるアンケート」(宮城県)

目標2：基本的生活習慣の確立

施策3：社会総がかりの取組による基本的生活習慣の確立（重点事項）

施策4：体力の向上と食育の推進による望ましい食習慣の確立

施策5：ライフ・ワーク・バランスの促進

➤ 目標指標の状況

No.	目標指標	現況値			目標値 (H29)
		H27	H28	H29	
1	子供が「午後9時頃までに就寝する」と答える保護者の割合	40.0%	46.4%	47.0%	50%
2	基本的生活習慣の確立に向けた取組を「いつもしている」と答える幼稚園・保育所等の割合	39.5%	46.2%	41.9%	55%
3	朝食に、「主食、主菜、副菜、その他」※2、「主食、主菜、副菜」をそろえると答える保護者の割合	34.8%	35.2%	34.9%	45%
4	子供が家で遊ぶとき、「ほとんど室外」、「どちらかといえば室外」と答える保護者の割合	<u>31.0%</u>	<u>35.2%</u>	<u>36.8%</u>	30%
5	生活と親の仕事のバランス（「ライフ・ワーク・バランス」）が「とれている」、「どちらかといえばとれている」と答える保護者の割合	73.9%	72.1%	76.0%	95%

※下線は、目標値（H27.3設定）を達成しているもの。

➤ 主な取組の実施状況

- ・ ルルブル※3（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）の推進
- ・ 元気アップみやぎっ子webなわ跳び広場の開催
- ・ みやぎ食育フォーラムの開催、みやぎ食育コーディネーターの活動支援
- ・ 父親の家庭教育参画支援事業の実施
- ・ 県内中小企業へのアドバイザー派遣 等

※2：主食、主菜、副菜、その他

「主食」：ごはん・パン・麺類など、「主菜」：魚・肉・卵・納豆など、「副菜」：野菜・いも・海藻・汁物など、「その他」：牛乳・乳製品・果物など

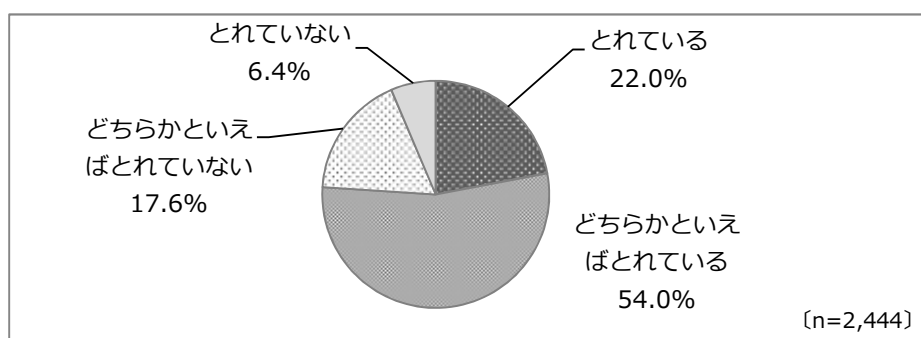
※3：ルルブル

子供の健やかな成長に必要な「しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル」の語尾をとったもの。宮城県では、平成21年11月に行政、地域、団体、企業等を会員とする「みやぎっ子ルルブル推進会議」を設立し、子供の生活習慣の確立に向けた取組を行っています。

➤ 今後の課題等

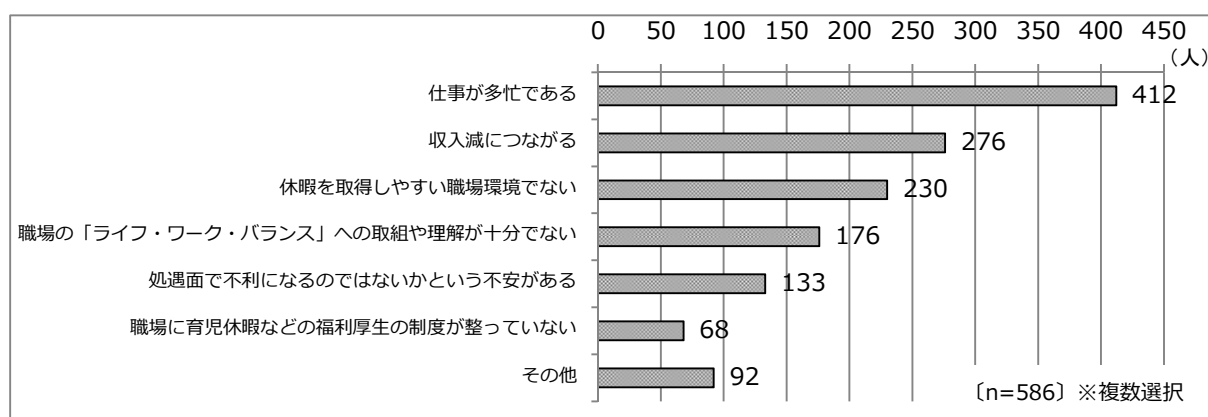
- ・ 子供の生活習慣は、親の生活習慣に大きく影響されることから、家庭への啓発を行っていくとともに、地域社会や教育現場、行政機関が一体となって、引き続き社会全体で基本的な生活習慣の確立に向けた取組を進めていく必要があります。
- ・ 子供たちの健康な体づくりと体力・運動能力の向上に向けて、幼児期から運動遊びなどを通じて体を動かす習慣を身に付けさせていく必要があります。また、肥満傾向児出現率や、むし歯被患者の割合が高いことを踏まえ、体力・運動能力の向上と合わせた健康教育が重要です。
- ・ 子供が多様な経験を得る機会を拡大するためには、親が仕事も家庭も大切にすることが重要であることから、ライフ・ワーク・バランス^{※4}の取組が進んでいない中小企業に向けた働き掛けを行っていく必要があります。

図7 親の仕事と生活のバランス(ライフ・ワーク・バランス)について



出典：平成29年度「幼児教育に関わるアンケート」(宮城県)

図8 親の仕事と生活のバランス(ライフ・ワーク・バランス)がとれていない理由



出典：平成29年度「幼児教育に関わるアンケート」(宮城県)

※4：ライフ・ワーク・バランス

国(内閣府)では、「仕事と生活の調和」を意味する「ワーク・ライフ・バランス」(働きながらも私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること)という言葉を使用していますが、本計画は幼児期の子供を対象とし、「学ぶ土台」として、より家庭生活が重要であるという考え方のもとに取り組むことから、独自に「ライフ・ワーク・バランス」という言葉を使用します。

目標3：豊かな体験活動による学びの促進

施策6：人とかかわる体験の充実（重点事項）

施策7：遊びの環境づくり

➤ 目標指標の状況

No.	目標指標	現況値			目標値 (H29)
		H27	H28	H29	
1	子供が自然体験活動を「何度も（いつも）している」と答える保護者の割合	24.3%	20.5%	22.1%	30%
2	子供が家事・手伝いを「いつもしている」と答える保護者の割合	29.3%	29.8%	30.5%	40%
3	居住する地域において、体験活動について参加できるイベントや催しが「ある」、「あるものが多い」と答える保護者の割合	22.8%	21.3%	27.1%	35%
4	遊びの場としてコミュニティ施設を「いつも利用している」、「時々利用している」と答える保護者の割合	<u>65.2%</u>	63.3%	<u>69.0%</u>	65%

※下線は、目標値（H27.3設定）を達成しているもの。

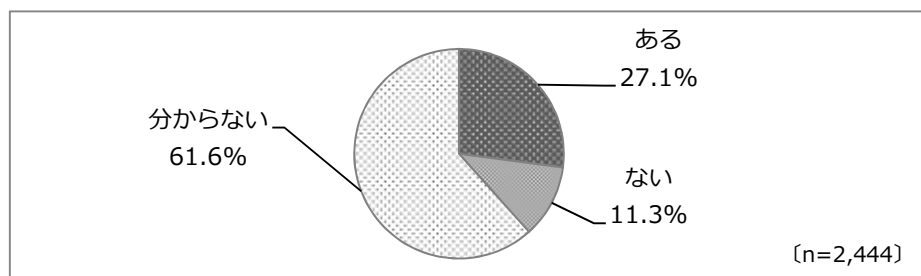
➤ 主な取組の実施状況

- ・ グリーン・ツーリズムアドバイザーの派遣
- ・ 自然の家における「学ぶ土台づくり『自然体験活動』」の実施
- ・ 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施 等

➤ 今後の課題等

- ・ 各家庭に対して自然体験活動等への参加を促すため、地域の資源や人材を活用し、身近な地域における体験活動機会の拡充を図るとともに、体験活動の重要性について学ぶ機会の充実を図っていく必要があります。

図9 体験活動について参加できるイベントや催しについて



出典：平成29年度「幼児教育に関わるアンケート」（宮城県）

目標4：幼児教育の充実のための環境づくり

施策8：幼・保・小の連携と小学校への円滑な接続（重点事項）

施策9：特別支援教育の推進と理解の促進（重点事項）

施策10：地域における支援体制の充実

➤ 目標指標の状況

No.	目標指標	現況値			目標値 (H29)
		H27	H28	H29	
1	小学校との連携を「情報交換」と答える幼稚園と保育所等の割合	59.2%	64.5%	62.2%	80%
2	現在の研修状況について、「満足している」、「だいたい満足している」と答える幼稚園教諭、保育士等の割合	79.8%	75.9%	79.1%	95%
3	発達障害等について相談したいとき、どこに相談したらよいか「知っている」、「だいたい知っている」と答える保護者の割合	53.0%	41.3%	46.3%	65%
4	子育ての悩みについて相談する人がいると答える保護者の割合	98.0%	97.5%	97.1%	100%

➤ 主な取組の実施状況

- ・ 幼・保・小連携推進地区の指定，公開研究会の実施
- ・ 「学ぶ土台づくり」研修会の開催
- ・ 幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施
- ・ 発達障害に関する研修会の実施，専門家等による巡回相談の実施
- ・ 「みやぎ教育応援団^{※5}」事業の実施，市町村家庭教育支援チームの設置 等

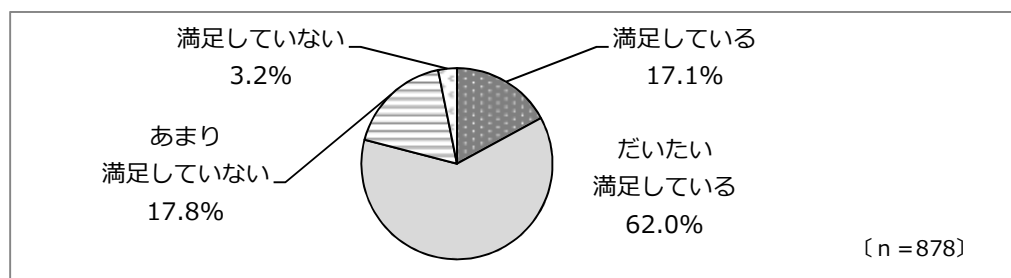
※5：みやぎ教育応援団

家庭・地域・学校が協働して子供を育てる仕組みとして，子供の教育活動を支える個人・企業・団体等を団員として認証・登録し，子供の学習・体験活動の充実・活性化を図るために設立されたもの。

➤ 今後の課題等

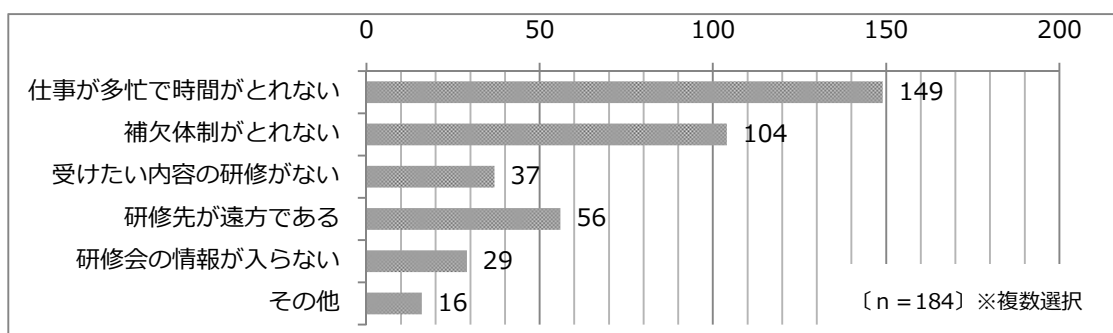
- ・ 幼稚園教育要領等の改訂を踏まえ、幼稚園教諭や保育士、保育教諭等の資質の向上を図るため、関係機関と連携を図りながら、園内研修も含め、全ての教育現場において研修の充実を図る必要があります。
- ・ 保幼小の連携と小学校への円滑な接続に向けて、学びの連続性を意識した「アプローチカリキュラム」や「スタートカリキュラム」例の作成など、全県的な取組を行う必要があります。
- ・ 特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児児童生徒が増加する傾向にあり、今後ますます特別な支援が必要とされていくことを踏まえ、関係機関の連携のもと、乳幼児期からの支援体制の充実を図り、障害のある（疑いのある）子供の早期発見、早期対応を行っていく必要があります。
- ・ 共生社会の実現に向けて、多様な個性をもつ全ての子供たちが安全・安心に過ごすことができるように、放課後等における地域の中での居場所づくりを見据え、指導者の育成等を通じて支援体制を充実させていく必要があります。
- ・ 教育現場における「みやぎ教育応援団」の活用や、市町村家庭教育支援チームの設置の促進を図るなど、「みやぎの協働教育」を更に充実・発展させ、家庭、地域社会、教育現場が一体となって地域学校協働活動を推進しながら教育に取り組んでいくとともに、支える側の人材の質的・量的充実にも取り組む必要があります。

図10 幼稚園・保育所等における研修状況について



出典：平成29年度「幼児教育に関わる実態調査」（宮城県）

図11 研修に満足していない理由



出典：平成29年度「幼児教育に関わる実態調査」（宮城県）

第3章 本県幼児教育の目指す姿

1 目指す子供の姿

少子高齢化の進行や国際化・高度情報化の進展，産業構造・就業構造の変容など，社会経済環境の変化が著しい中で，宮城の子供が，将来，一人の人間として自立し，地域や社会を支える存在となることができるように育てていく必要があります。

このため，本計画においては，次のような子供の姿を目指すものとします。

元気いっぱい，夢いっぱい，瞳かがやく“みやぎっ子”
～ 遊びや自然・人とのかかわりを通して，豊かな心をはぐくむ ～

2 計画の目標

本計画の目標として，第2期計画に引き続き，以下の4項目を設定し，「目指す子供の姿」の実現に向けて取り組んでいきます。

〈目標1：親子間の愛着形成の促進〉

子供の心が健全に発達していくためには，自分の存在を認め，それと同時に，他人からも認められているという自らへの信頼感（自己肯定感）が必要です。こうした自己肯定感は，乳幼児期において，保護者と子供との間で形成される愛着関係（親子間の愛着形成^{※6}）の中から獲得していくとされています。

乳幼児期における親子間の愛着形成は，子供の心の健全な成長・発達，とりわけ物事に積極的にかかわろうとする姿勢の涵養に大きな役割を果たすものであることから，親子間の愛着形成の促進に向けた環境づくりを行っていきます。

〈目標2：基本的生活習慣の確立〉

基本的生活習慣とは，一般的に，食事・睡眠・排泄・清潔・衣服の着脱といった自分自身の生活に関する5つの項目に係る習慣を指しており，これらの習慣は乳幼児期に培われ，日常生活における周囲からの模倣を通して身に付けます。

子供が基本的生活習慣を身に付けるためには，親がその意義を理解し，自ら規則正しい生活を送るよう努める必要があります。そのため，親のライフ・ワーク・バランスも視野に入れながら，社会全体で取り組むための環境づくりを行っていきます。

※6：親子間の愛着形成

愛着関係は，親以外の養育者によっても適正に形成されることが知られていますが，「親子間の愛着形成」は，発達心理学で既に定着している用語であることから，本計画でも，その用語をそのまま使用しています。

〈目標3：豊かな体験活動による学びの促進〉

思いやりの心、約束を守ること、生命や自然の大切さなどは、教えられて学習するものというより、むしろ、体験を通じて自らが気づき、実感することによって、初めて習得できるものです。また、様々な体験を積み重ねることにより、自ら考え、自ら行動する姿勢を身に付けることができるようになります。

幼児期は、人とのかかわりや遊びを中心とした体験活動を通して、道徳性や社会性、自発的な行動など、社会生活を営んでいく上での原点となるものを獲得していく大切な時期です。そのため、子供が様々な体験活動による学びの機会を得るとともに、集団の中での絆と葛藤の中から自分の存在の自覚を促すことができるよう、取組を一層充実させていきます。

〈目標4：幼児教育の充実のための環境づくり〉

幼児教育は、乳幼児の多くが在籍する幼稚園・保育所・認定こども園等といった教育現場はもちろんのこと、家庭や地域社会において幅広く行われています。

家庭・地域社会の教育力の向上に向けて、家庭、地域社会、教育現場、行政など、関係する主体がそれぞれの役割を的確に果たすよう働き掛けを行うとともに、相互の連携強化に向けた取組を行っていきます。

第4章 施策の展開

目標1：親子間の愛着形成の促進

施策1 親子のかかわりの促進（重点事項）

施策2 親の学びと育ちを支援する環境づくり

➤ 施策1 親子のかかわりの促進（重点事項）

（1）親子のかかわりの重要性についての啓発

- ・ 新聞、テレビ、ラジオ、ホームページなど、様々な媒体により情報発信を行うとともに、保護者向け研修会やワークショップの開催などにより、親子のかかわりの重要性について啓発を行います。
- ・ 科学的視点に基づき作成したパンフレット等を各関係機関、幼稚園・保育所・認定こども園等の保護者等に配布するとともに、研修会等で活用し、周知を図ります。

（2）親子の共同作業を促す取組

- ・ 親子のかかわりの機会となり、豊かな感性や人間性の育成にも資する絵本の読み聞かせを促進します。
- ・ 親子の団らんの大切さや「ノーテレビ、ノーゲーム、ノー携帯・ノースマホ」の時間をもつことの重要性を啓発するとともに、「親子の共同作業」に関するプログラムの提供などを通して、親子がふれあう時間や能動的な遊びを増やします。

（3）家庭行事、家事への積極的な参加の促進

- ・ 誕生日のお祝いなどの家庭行事^{※7}のほか、食事の準備や片付け、掃除、洗濯物たたみなどの家庭における「お手伝い」への子供たちの積極的な参加を促進します。
- ・ 「家庭の日^{※8}」（毎月第3日曜日）の周知を図り、家族で過ごす大切な時間をもつことを推進します。

※7：家庭行事

誕生日や七五三、成人、婚姻、長寿の祝いなど年を追って行われる行事と、正月や節分、ひな祭り、端午の節句、七夕、月見、大晦日など年中行事として各家庭にほぼ共通に毎年行われるもの。

※8：家庭の日

昭和42年2月に設立された「青少年のための宮城県民会議」において、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家族で過ごす大切な時間をもつことを推進しているもの。また、内閣府においては、家族や地域の絆の重要性を考えるきっかけにしようという趣旨から、毎年11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後1週間を「家族の週間」と定めています。

(4) 父親の育児参加の促進

- ・ 仕事と家庭生活（子育て）との調和を図るため、ライフ・ワーク・バランスを視野に入れた働き方の見直しを提起するとともに、父親を対象とした講座や講演会の開催などを行い、父親の育児参加を促進します。

➤ 施策2 親の学びと育ちを支援する環境づくり

(1) 親自身の学びの機会の提供

- ・ 宮城県版親の学びのプログラム「親のみちしるべ」を活用した研修会やワークショップを開催し、親同士の学び合いやかかわりを大切にした学びの機会を提供します。
- ・ 母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査等の機会を活用し、親育ちを支援するパンフレット等を配布するなど、親自身の学びの機会の拡充を図ります。
- ・ 包括連携協力協定を締結した大学等と連携・協力しながら、親子のかかわり方や「遊び」についての研究を行うとともに、その成果を家庭に普及します。

(2) 社会全体による子育て支援

- ・ 多様化する親のニーズや父親の育児参加を考慮しながら、気軽に相談できる体制づくりに努めるなど、子育て支援体制の一層の充実を図ります。
- ・ 子育てについての知識・経験の不足を補い、地域社会からの孤立を防ぐため、子育てサポーターやボランティア、NPOなどの活動を促進するとともに、その活用を図ります。
- ・ 子育てについての悩みや不安をもつ親同士の交流は、単なる情報交換にとどまらず、互いの心の支えやネットワークづくりにも寄与することから、交流の場の拡大を図ります。
- ・ あいさつや声かけを通じた地域におけるコミュニケーションの活性化を図ります。
- ・ 地域社会全体で子育てを応援する機運を醸成するため、個人、団体、企業等の県民参加による「県民運動」を推進します。
- ・ 家庭だけではなく、地域社会全体で子育てを行う観点から、従業員の子育て支援や仕事と家庭生活（子育て）の両立に積極的に取り組む企業を支援します。

(3) 将来の「親」育て

- ・ 将来の「子育て」を肯定的に捉え、主体的にかかわっていく素地をつくるため、中・高生など親になる前の世代に対して、学校教育をはじめ様々な場面で保育体験や子育てについて学ぶ機会を提供し、「親になるための教育」を推進します。

「親子間の愛着形成の促進」を図るために家庭でできる取組

- ・ 「目と目を合わせた子供との会話」「声がけをすること」が大切です。
 ※ 「抱っこ」や「会話」など、親との対面型コミュニケーションをとることが幼児期の愛着形成の基本となります。また、子供を褒めたり、認めたりする言葉がけが大切です。
- ・ 子供と一緒にいるとき（遊びなどでかかっているとき）は、ビデオやテレビを消すこと、スマートフォンなどの操作をしないことが大切です。
 ※ 子供の成長にとっても親の成長にとっても大切な時間です。しっかりと向き合うことが大切です。
- ・ 毎日少しずつでも「読み聞かせ」など身近なふれあいを行うことが大切です。
 ※ 「読み聞かせ」は一緒に同じ世界を分かち合うとともに、子供の脳にたくさんの刺激を与えます。また、子守歌や添い寝をしながら語りかけることなども身近なふれあいです。
- ・ できることからお手伝いを積極的にさせることが大切です。
 ※ 食事の準備や片付け、掃除、洗濯物たたみなど、父親、母親が行っていることを一緒に行うことが子供にとって貴重な体験となります。
- ・ 父親が子供に積極的にかかわっていくことが大切です。
 ※ 「入浴」「遊び」などは親子間の大切なコミュニケーションです。積極的に人や物事にかかわっていくことができるようにふれあいをもつことが必要です。

【目標1：目標指標】

No.	目標指標	現況値(H29)	目標値(H32)
1	平日、父親が子供とふれあう時間について、1時間以上と答える保護者の割合	69.2%	80%
2	平日、子供とふれあう内容について「読み聞かせをする」と答える保護者の割合	49.4%	75%
3	子供（3歳児以上）が家事・手伝いを「いつもしている」と答える保護者の割合	34.1%	40%
4	生活と親の仕事とバランス（「ライフ・ワーク・バランス」）が「とれている」、「どちらかといえばとれている」と答える保護者の割合	76.0%	95%
5	親として成長していくための学ぶ機会が「充実していると思う」、「どちらかといえば充実していると思う」と答える保護者の割合	46.1%	50%

目標2：基本的生活習慣の確立

施策3 社会総がかりの取組による基本的生活習慣の確立（重点事項）

施策4 体力の向上と食育の推進による望ましい食習慣の確立

施策5 ライフ・ワーク・バランスの促進

➤ 施策3 社会総がかりの取組による基本的生活習慣の確立（重点事項）

（1）“はやね・はやおき・あさごはん”の励行

- ・ 家庭における基本的生活習慣の確立を促すため、科学的視点に基づき作成したパンフレット等の配布や、みやぎ出前講座の実施などを通して、様々な場面において啓発を行います。
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校等において紙芝居演劇の上演やルルブルロックンロール教室を開催するほか、子供たちが継続して楽しく取り組めるルルブル・エコチャレンジポスターなどを活用し、各家庭に対して「ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）」の普及啓発を行います。
- ・ 家庭、学校、教育関連団体や企業で構成する「みやぎっ子ルルブル推進会議」と連携した県民運動を展開し、全ての家庭において「ルルブル」を実践できるように支援します。

（2）生活習慣づくりに関する家庭支援の充実

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園及び小学校等において、保護者会などの機会を活用し、生活習慣づくりの手法について助言を行うなど、家庭への支援に努めます。
- ・ NPOや関係団体、企業と連携を図り、基本的生活習慣の重要性の理解を進めるとともに、家庭への働き掛けを行っていきます。

➤ 施策4 体力の向上と食育の推進による望ましい食習慣の確立

（1）外遊び等のすすめと運動習慣の定着促進

- ・ 十分に体を動かすことで、心身ともに健やかな育ちにつながるよう、実態に応じたプログラムの作成と実践の充実を図ります。
- ・ 教育施設や公共施設（公園、スポーツセンター、自然の家、運動場等）、また安全に配慮した身近な場の確保を行い運動できる場の拡大を図ります。
- ・ 子供の体力、運動能力の把握に努めるとともに、継続して外遊びや体を動かす機会をもつことの重要性についての啓発を行います。

(2) 食育の推進

- ・ 食に関する情報の発信や親子の料理教室など体験型の学習を通して、家庭、地域において食の大切さを考える機会の拡充を図ります。
- ・ 食や健康に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるため、イベント等による普及啓発や食育コーディネーター等による食育活動の支援を行います。
- ・ 四季を感じ、旬を味わうことができる「食」の紹介、生産者との交流機会やイベントの提供など「食」の楽しさを学ぶきっかけづくりを推進します。
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等において、食育や食に関する指導体制の整備を進めるとともに、給食を通じた食べる楽しさの実感や食に関する知識の習得、食習慣の基礎づくりなど、家庭における食育と一体となった取組を推進します。

➤ 施策5 ライフ・ワーク・バランスの促進

(1) ライフ・ワーク・バランスを意識した子育て支援の啓発

- ・ 仕事をもつ親がしっかりと子育てに取り組めるよう、子育て支援活動を行う幼稚園・保育所・認定こども園等やNPO、子育てサポーターなどの活用を促進し、子育て支援体制の充実を図ります。
- ・ 企業への出前講座やアドバイザーの派遣による啓発のほか、子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰などを通して、子育てを行いやすい環境づくりを推進します。
- ・ 労働者の仕事と家庭の両立を支援するために子育てを援助するセンター等の設置を促進します。

「基本的な生活習慣の確立」を図るために家庭でできる取組

- ・ 親子の間で寝る時刻を決め、毎日遅くとも夜9時には就寝させることが大切です。
※ 体の発達の促進を図るとともに、その日に学んだことをしっかり記憶することができます。
- ・ 毎日、主食・主菜・副菜など栄養バランスのよい食事〔朝食〕を摂ることが大切です。
※ 心も体も元気になり、一日の活動がしっかりとできます。
- ・ 毎日、外遊びや運動を通じて体を動かす習慣を身に付けることが大切です。
※ 体力や運動能力が向上するだけでなく、社会性や子供一人一人の興味・関心も広がります。

【目標2：目標指標】

No.	目標指標	現況値(H29)	目標値(H32)
1	子供が「午後9時頃までに就寝する」と答える保護者の割合	47.0%	50%
2	基本的生活習慣の確立に向けた取組を「いつもしている」と答える幼稚園・保育所等の割合	41.9%	55%
3	朝食に、「主食、主菜、副菜、その他」、「主食、主菜、副菜」をそろえると答える保護者の割合	34.9%	45%
4	子供（3歳児以上）が家で遊ぶとき、「ほとんど室外」、「どちらかといえば室外」と答える保護者の割合	38.8%	45%
5	生活と親の仕事のバランス（「ライフ・ワーク・バランス」）が「とれている」、「どちらかといえばとれている」と答える保護者の割合	76.0%	95%

目標3：豊かな体験活動による学びの促進

施策6 人とのかかわる体験の充実（重点事項）

施策7 遊びの環境づくり

➤ 施策6 人とのかかわる体験の充実（重点事項）

（1）親子体験活動の機会の拡充と場の提供

- ・ 身近な地域における親子体験活動の機会の拡充を図るとともに、研修会や情報交換会などを開催し、親子のかかわりを促します。また、幼稚園・保育所・認定こども園等における保護者の参加を促進します。
- ・ 親子の主体的な遊びを促進するため、自然の家などを活用し、指導者のかかわりのもと、親子が共に過ごしながら能動的に活動できる場を提供します。

（2）体験活動等の情報提供（自然体験交流活動など）

- ・ 親子で参加できるイベント（プログラム）及び既存の施設を活用した各種イベントのほか、子供が自主的に遊べる場であるプレーパーク^{※9}などの遊び場や体験型教育旅行、自然体験交流活動の効果的な情報提供に努めます。

（3）多様な人とのかかわる遊びや交流の促進

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等における集団遊びを促進するとともに、遊びや交流の場として地域の公園、公民館、児童館、図書館などの効果的な活用を図ります。
- ・ 地域の高齢者や高齢者施設への訪問などにより、異世代間の交流を促進します。
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等と地域の小学校との定期的な交流のほか、児童館等における中・高生保育体験を促進します。

（4）伝承遊びの普及を通じた地域の人とのかかわる機会の提供

- ・ 地域で長年にわたって伝承されてきた遊びについての講座や実践、高齢者などから伝え聞く民話などを通して、地域の人とのかかわる機会の提供に努めます。

※9：プレーパーク

禁止事項をできるだけ少なくし、自分の責任で自由に遊ぶことをモットーにした遊び場。地域住民やボランティアにより、自主運営されているものが多い。

➤ 施策7 遊びの環境づくり

(1) 安全・安心の遊び場づくり

- ・ 地域の公園，公民館，児童館，図書館などのコミュニティを形成できる場の効果的な活用を図るとともに，安全・安心が確保された遊び場づくりを促進します。
- ・ 遊びの中で，子供が体を動かす心地よさや楽しさを実感できるよう，外遊びや体を動かす機会・環境の充実を図ります。

(2) 遊びの大切さの啓発

- ・ 子供が公園等で元気に遊ぶことができる地域社会を目指し，様々な主体と連携して子供にとっての遊びの大切さを県民に対して啓発します。

「豊かな体験活動による学びの促進」を図るために家庭でできる取組

- ・ 子供と一緒に外へ出かけてみるのが大切です。
※ 子供の自主性，好奇心，探究心を伸ばします。自然とのふれあい，身近な環境の中で遊ぶことで五感にたくさんの刺激があります。
- ・ 年齢の違う人とふれあうのが大切です。
※ 年齢の違う人とふれあうことから学ぶことがたくさんあります。また，年下の子とのふれあいは思いやりの心を育みます。

【目標3：目標指標】

No.	目標指標	現況値(H29)	目標値(H32)
1	子供（3歳児以上）が自然体験活動を「何度も（いつも）している」と答える保護者の割合	24.2%	30%
2	居住する地域において，体験活動について参加できるイベントや催しが「ある」と答える保護者の割合	27.1%	35%
3	遊びの場としてコミュニティ施設を「いつも利用している」，「時々利用している」と答える保護者の割合	69.0%	75%

目標4：幼児教育の充実のための環境づくり

- 施策8 幼児期の教育・保育の質の向上（重点事項）
- 施策9 保幼小の連携と小学校への円滑な接続（重点事項）
- 施策10 特別支援教育の推進と理解の促進（重点事項）
- 施策11 地域における支援体制の充実

➤ 施策8 幼児期の教育・保育の質の向上（重点事項）

（1）幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質及び専門性の向上

- ・ 幼稚園教諭，保育士及び保育教諭等を対象とした研修会などを通じて，幼稚園教育要領等の趣旨や内容についての理解を深めます。
- ・ 大学や関係機関と連携しながら，教育現場のニーズに応じた研修の充実を図り，幼稚園教諭，保育士及び保育教諭等のキャリアアップに向けた取組を推進します。
- ・ 県や市町村に配置されている幼児教育アドバイザーを活用し，園内研修の活性化やアウトリーチ^{※10}型の研修の推進を図るとともに，未設置の市町村における幼児教育アドバイザーの育成・配置を支援します。
- ・ 幼稚園教諭の一種免許状の取得及び保育士資格の併有と，保育士の幼稚園教諭免許状の併有等を促進します。

（2）幼児教育の推進に向けた体制づくり

- ・ 国の動向や先進県における取組を参考にしながら，保健福祉部門と教育部門との緊密な連携のもとで，幼児教育の推進に向けた体制づくりを行います。

※10：アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず，自発的に申し出をしない人々に対して，公共機関などが積極的に働き掛けて支援の実現を目指すこと。訪問支援等。

➤ 施策9 保幼小の連携と小学校への円滑な接続（重点事項）

（1）学びの連続性を踏まえた取組の推進

- ・ 幼児教育から小学校教育への円滑な移行が図られるよう、相互参観や合同活動の実施など、教育現場における子供及び職員間の相互交流を促進します。
- ・ 幼稚園教諭や保育士や保育教諭、小学校教員等を対象とした合同研修会などを通じて、相互理解を深めるとともに、全県において小学校区を基本とした保幼小の連携を推進します。

（2）幼小接続期カリキュラムの普及促進

- ・ 幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、スタートカリキュラムのモデル例を作成するなど、幼小接続期カリキュラム^{※11}の普及促進を図ります。

➤ 施策10 特別支援教育の推進と理解の促進（重点事項）

（1）特別な支援を必要とする子供の早期発見のためのシステムづくり

- ・ 特別な支援を必要とする子供に適切に対応するため、早期発見から支援へのつながりを円滑化するためのシステムづくりに努めます。
- ・ 特別な支援を必要とする子供の早期発見を図るため、医療、保健、福祉、教育現場など関係者の理解を深めるための研修の実施や情報共有を推進します。

（2）特別な支援を必要とする子供への適切な支援

- ・ 特別な支援を必要とする子供に、幼稚園・保育所・認定こども園等から小学校への発達・学びの連続性を保障した支援が行えるよう、体制の充実に努めます。また、リーフレットの作成・配布等により、適切な就学への支援を行います。
- ・ 総合教育センターや特別支援学校などを活用し、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭等を対象に特別支援教育及び特別な支援を必要とする子供への正しい理解と認識を深める研修を行うとともに、専門家からの助言・指導を受ける機会の充実に努めます。

※11：幼小接続期カリキュラム

幼稚園、保育所、認定こども園等における「アプローチカリキュラム」と、小学校における「スタートカリキュラム」を指し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に向けて、教育課程の接続を図るために作成するもの。

〈アプローチカリキュラム〉：就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム

〈スタートカリキュラム〉：幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム

➤ 施策11 地域における支援体制の充実

(1) 地域資源・人材の活用とネットワークづくり

- ・ 地域の公園，児童館，図書館などの公共施設や地域コミュニティ，放課後児童クラブ，子供会組織の効果的な活用を進めます。
- ・ 子育てサポーターやボランティアの養成及び活用を促進するとともに，地域に存在する資源・人材の効果的活用にあ資するネットワークづくりに努めます。
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等の地域への開放や地域行事への積極的な参加を促し，協働教育の機運の醸成を図ります。
- ・ 協働教育の功績表彰などを通じて，様々な担い手による協働教育の必要性についての理解を促進します。

(2) NPO等との協働

- ・ 親が子育てに安心して取り組めるように，地域のNPOをはじめとする様々な家庭教育支援団体と協働し，地域で子供を育てるための環境づくりを進めます。

【目標4：目標指標】

No.	目標指標	現況値(H29)	目標値(H32)
1	小学校との連携を「情報交換」と答える幼稚園と保育所等の割合	62.2%	80%
2	小学校との連携内容で「就学前又は就学後のカリキュラム作成」と答えた幼稚園，保育所等の割合	16.2%	55%
3	現在の研修状況について，「満足している」，「だいたい満足している」と答える幼稚園教諭，保育士等の割合	79.1%	95%
4	県及び県教育委員会が主催する幼稚園教諭，保育士等を対象とした研修会の参加者数（悉皆研修を除く）	1,773人 (H27)	2,700人
5	発達障害等について相談したいとき，どこに相談したらよいか「知っている」，「だいたい知っている」と答える保護者の割合	46.3%	65%
6	子育ての悩みについて相談する人がいると答える保護者の割合	97.1%	100%

第5章 計画の推進

1 県民総がかりによる幼児教育の展開

本計画の推進に当たっては、家庭を中心として、地域社会、教育現場、行政といった幼児教育に関係する主体がそれぞれの役割を的確に果たしつつ、計画に対する共通理解のもと、「目指す子供の姿」「計画の目標」の実現に向けた密接な連携・協力により、第4章に記載された様々な取組を着実に実行していく必要があります。

さらに、社会総がかりで次世代を育てる幼児教育を展開するためには、幼児教育への直接的な関係性の度合にかかわらず、あらゆる主体及び県民の理解と協力が欠かせません。

そのため、県は、パンフレットの配布や県政だより、ホームページ等を通じた情報提供により、積極的に計画の周知を図るとともに、幼児教育に関係する団体などとの連携組織の構築や個別の意見交換により、共通認識の形成及び取組の促進を図っていきます。

〈各主体に期待される役割〉

「家庭」の役割

⇒ 教育の基盤は家庭であることを認識し、主体的に子供の教育を行います。また、地域社会、教育現場、行政と連携し、家庭の教育力の向上に努めます。

「地域社会」の役割

⇒ 「地域の子供は地域で育てる」との視点に立ち、地域の教育力の向上に努めます。

「教育現場」の役割

⇒ 幼児教育を担う役割の重要性を認識し、幼児教育の質の向上に努めます。

「行政」の役割

⇒ 幼児教育の重要性について広く周知を図るとともに、関係団体等と連携・調整の上、様々な施策を展開し、幼児教育の一層の充実に努めます。

2 計画の推進に向けた県の体制等

本計画の推進に当たり、県は、幼児教育の一層の充実に向けた施策の展開に必要な予算の確保に努めるとともに、県民のニーズに対応した重点的・効率的な施策の実施が図られるよう、適切に執行状況等を評価しながら本計画の進行管理を行っていきます。

具体的には、幼児教育にかかわる施策は、教育委員会をはじめ、子育て、健康、福祉、労働に係るものなど、県の各部局で横断的に行われていることから、関係部局との連携を図るとともに、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村とも連携を図りながら、計画を推進していきます。